

初診時選定療養費について

当センターでは、初診の方、および前回受診日より 6 ヶ月以上経過している方で、他の医療機関から紹介状（診療情報提供書を含む）をお持ちでない患者様については診療費とは別に、初診時選定療養費をご負担いただいておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

5,400 円（消費税含む）

初診時選定療養費とは？

国の方針により特定機能病院及び一般病床の数が 500 床以上の地域医療支援病院は、健康保険法第 70 条第 3 項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、他の保険医療機関等からの紹介状なしに受診した場合について、選定療養費として患者さんにご負担いただく制度です。

※次の場合は初診時選定療養費のご負担はありません。

- ①紹介状を持参された場合
- ②国の公費負担医療の受給対象者の場合
- ③地方単独の公費負担医療制度（特定の障害や疾病を対象とするもの）の受給対象者の場合（但し、**乳**：乳幼児医療費助成制度、**子**：義務教育就学児医療費助成制度、**親**：ひとり親家庭医療費制度は除く）
- ④社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号に規定する対象者の場合（生活保護受給者）
- ⑤救急車での来院等、緊急を要する場合 … 等

なお、口腔外科（歯科）は健康保険上、一般の診療科（医科）とは別扱いとなりますので、口腔外科（歯科）受診の場合は別途、選定療養費をご負担いただきます。